

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員：北海道内で缶詰食品製造を行っている個人及び法人。
- (2) 賛助会員：本会の趣旨に賛同する個人及び法人。

(加 入)

第6条 前条に掲げる資格を有するものが、本会の会員になろうとするときは、別に定める加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会の決議にて定めた会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第8条
1. 会員が本会を退会しようとするときは、1ヶ月前までに退会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 2. 会員は、前項の場合のほか、次の事由により本会を退会とする。
 - (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 会員たる法人の解散
 - (3) 除 名

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣言をうけ、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 除名されたとき

(除 名)

第10条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会・総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合においては本会は理事会・総会の1ヶ月前までに該当会員に対してその旨を通知し、且つ総会において、弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本会の定款、又は総会の議決に違反した場合
- (2) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合
- (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした場合
- (4) 会費の納入を2年以上怠った場合

(会費の不返還)

第11条 既納の会費、その他の諸出金品は返還しない。